

京都市告示第534号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和2年1月14日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
久保 裕輝	(出張専門) 久保 裕輝	西京区下津林大般若町180 -607	令和元年11月 29日
谷垣 賢	桂東洋鍼灸整骨院	西京区下津林南大般若町88 アルテハイム桂1F	令和元年12月 3日
石井 文剛	赤井整骨院	伏見区淀池上町174番地 67キーストンハウス1階	令和元年12月 22日
赤井 好古	赤井整骨院	伏見区淀池上町174番地 67キーストンハウス1階	令和元年12月 23日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)